

第1回 自殺総合対策企画研修

1. 目的

本研修は、昨年10月に施行された“自殺対策基本法”に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として策定される“自殺総合対策大綱”により、都道府県・政令指定都市において、自殺対策連絡協議会等の場を通じて策定される自殺対策の計画づくりの企画立案能力を習得することを目的とする。

2. 対象者

都道府県・政令指定都市から各2名とする。

自殺対策主管課1名(必須)

自殺対策の企画立案に携わる者(精神保健福祉センター所長または保健所長等)1名

3. 研修期間

平成19年8月29日(水)から平成19年8月31日(金)まで

4. 研修主題

都道府県・政令指定都市における自殺対策の計画づくりの企画立案能力の向上

5. 研修目標

- 1)我が国の自殺の実態及び問題点について説明できる。
- 2)自殺総合対策大綱の趣旨及びその概要について説明できる。
- 3)自殺の実態解明の必要性、その方法について説明できる。
- 4)自殺総合対策の進め方について説明できる。
- 5)自殺対策に係る先進的な取組事例について説明できる。
- 6)地域の実状に応じた自殺対策を企画立案し、行動計画を策定できる。

6. 研修内容

(時間)

自殺総合対策大綱について	(1.0)
厚生労働省の取り組みについて	(1.0)
自殺予防総合対策センターの役割と連携	(1.0)
自殺の実態分析	(2.0)
遺族ケアおよび関係団体の支援	(1.0)

自殺総合対策の進め方	(3.0)
自殺対策における官民連携	(1.5)
自殺対策の計画づくりの企画立案	(7.5)
	合計18時間

7. 定員

128名

8. 研修会場

国立保健医療科学院(埼玉県和光市南2-3-6)

9. 受講願書受付期間

平成19年6月11日(月)から平成19年7月6日(金)まで

10. 受講願書提出先

国立精神・神経センター運営局政策医療企画課企画第一係
〒187-8502 東京都小平市小川東町4-1-1